

令和6年

第2回農業委員会総会議事録

令和6年2月6日（火）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第4号）
日程第4 報告（報告第1号から第3号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（24人）

2番	高原 和重	3番	林 康弘
4番	土佐 好廣	5番	木下 栄作
6番	川腰 康子	7番	山本 康雄
8番	田邊 秀男	9番	樋上 豊
10番	島倉 忠悦	11番	長谷 吉宗
12番	長谷川 達夫	13番	高橋 彰
14番	堀 正	15番	表 隆夫
16番	齊田 博美	17番	松井 正
18番	明石 茂	19番	末永 久義
20番	炭谷 一三	21番	坂井 吉三郎
22番	瀧田 秀成	23番	高越 博
24番	山崎 善夫	25番	北田 幹夫

欠 席 委 員（1人）

1番 白山 一男

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 3号 農用地利用集積計画の公告について
議案第 4号 農用地利用集積等促進計画案について

第4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 村中 一也

主 査 村下 哲也

主 査 高木 淳也

主 事 新保 有紗

射水市農林水産課

主 任 浅木 恵美

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（堀会長）

ただいまから、令和6年第2回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことを
お知らせします。

これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「3番 林委員」「4番 土佐委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第1号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— （議案第2号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号1番について、樋上委員から説明をお願いします。

樋上委員

議案第2号の申請番号1番について説明します。

申請人の受人は、平成21年に主に自動車の輸出入及び販売、自動車の解体及びリサイクルを目的として会社を設立しましたが、本社は〇〇市になりますが、市内〇〇地内においても営業を行っており、このたび輸出関連事業を大規模に展開することを視野に入れていることから今回の整備計画に至りました。全体計画としては、申請地に隣接している地目が農地ではない既存地に、中古車を順次搬入・配置し、自動車の搬入運搬及び旋回に係るスペース等も設ける予定で、後々には事務所を建設する計画となっています。

中古車置場となる既存地は、業務効率及び大型車両が通行可能な道路沿いであることや騒音の影響を考慮した上で適地と判断したものです。今回申請する土地については地目が農地となりますが、中古車を整備した後に発生するタイヤ等の廃材をストックするスペースが不足していることから必要性が高く、必要最小限の面積で廃材置場として転用申請するものです。

廃材置場の整備においては、擁壁を設け周辺に被害が及ばないこととします。また、雨水については敷地内に自然浸透させるとともに、排水については既存の排水路に排出します。土地改良区とも協議済みで、地元関係各者からも同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号2番について、高橋委員から説明をお願いします。

高橋委員

議案第2号の申請番号2番について説明します。

申請人の受人は、明治43年に〇〇地内で創業、昭和53年には法人として設立し、主に神社用しめ縄製造・販売、漁業用網の製造等を営んでいます。現在は市内〇〇地内において事務所及び作業所（工場）を構えています。本社敷地内だけでは従業員の駐車場を確保することが困難であることから、社屋近くの土地を借りて駐車場として利用している状況です。

しかし、現在の駐車スペースでは充分とは言えず、営業車等を敷地の空きスペースに駐車せざるを得ない状況で業務にも支障を来しています。そこで効率的に業務を遂行するため早急に駐車場の配置を見直す計画に至りました。

申請においては業務効率を考慮した上で、社屋から半径100メートルの範囲内で検討を重ねた結果、社屋に隣接している申請地が適地と判断し、所有者からも承諾を得ている状況です。

駐車場の整備においては、擁壁を設け、申請地を砕石敷きするもので、雨水排水については南側の排水路に流すことから周辺に被害が及ばないことを誓約しています。あわせて、地元や関係各者からは同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（堀会長）

議案第2号申請番号3番について、高越委員から説明をお願いします。

高越委員

議案第2号の申請番号3番について説明します。

申請人の受人は、昭和62年に法人として発足して以来、内科・小児科・整形外科・歯科など段階的に診療科を拡充しつつ、健診センター等を併設するなど県西部においても有数の総合病院として地域医療に貢献しています。新型コロナウイルスの影響から来院患者数は一時期減少していましたが、令和4年頃から回復傾向が見られ、令和5年5月には分類が5類に移行したことから、感染拡大以前よりも患者数が増えているところです。

また、直近における医療従事者は約570名と働き方の多様化から職員数も増加している状況です。こうしたことから、患者用及び職員用駐車場が慢性的に不足しており、このたび駐車場を整備する計画に至りました。既存の駐車台数650台に対して、今回の申請地では80台の患者用駐車場を新たに確保するものであり、病院の近隣において非農地として駐車場の確保に努めましたが困難であったことから検討を重ねた結果、今回の申請地が適地と判断したものです。

駐車場の整備においては、擁壁を設置する等、隣接地への土砂流出及び周囲の農地に被害が及ばないように注意する旨を誓約しており、土地改良区や農林振興センターとも用排水の管理について協議済みで、地元関係各者からは同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。
よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第3号説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

林委員

借受料5000円や無償とあるが、このことについて教えてほしい。

事務局（浅木）

各々の担い手の方が決めた金額で、農業委員会だよりの参考賃借料を基に決めておられたり、0円として他で徴収している場合もある。

事務局（村下）

無償としていて、米等で物納している場合もある。

議長（堀会長）

ほかに質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号農用地利用集積計画の決定について原
案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。
よって、議案第3号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり
決定することに可決されました。

— （議案第4号説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画案についてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

末永委員

譲受人が借りている田でここ2～3年作付けされていないと見受けられ
るところがあるが、今回取得される農地は作付けされるのか。

事務局（村下）

作付けすると聞いている。本人の今後の営農計画を聞き、改めて地元の人
とトラブルがないように努めるよう投げ掛けた。

議長（堀会長）

作付けされていない農地があれば、まずは農業委員や自治会長等、地元から注意する。それでも改善されないようであれば、事務局から注意することも必要になるのではないか。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号農農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和6年第2回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時10分

令和6年第2回 農業委員会総会その他協議・報告事項

1 次回開催場所と時刻について

- ・開催日 令和6年3月6日（水）午後2時から
- ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室

2 能登半島地震義援金の募集について（富山県農業会議）

- ・1口1,000円として農業委員、事務局職員を対象

3 農業委員会研修会について

- ・令和6年3月13日（水） 午後1時30分
アイザック小杉文化ホールラポール

※欠席される場合は、2月29日（木）まで事務局へご連絡ください。

4 タブレット操作説明会（任意参加）

- ・3月総会（3/6）終了後（30分程度）

※参加される場合は、2月20日（火）まで事務局へご連絡ください。

議 長

署名委員

署名委員